

# J A M 政策NEWS

2020年3月12日 第2020-08号

【発行】J A M

【発行責任者】中井寛哉

【編集】総合政策グループ

TEL 03-5860-6150

E-Mail : [seisaku@jam-union.jp](mailto:seisaku@jam-union.jp)

※アドレスが変わりました。

## 雇用調整助成金 特例措置が追加実施されます。

新型コロナウイルス（COVID-19）への対応として雇用調整助成金の特例措置が追加で実施されることになりました。

追加の特例措置は、新規学卒採用者など、雇用保険の被保険者として継続して雇用された期間が6ヵ月未満の労働者や、前回の支給対象期間の満了日から1年を経過していない場合でも助成の対象となります。追加された内容は以下

の通りです。また、北海道に対しては、助成率の拡充等の措置が実施されます。

JAMが要請している内容には近づいていますが、教育訓練への加算額は現行のままであり、助成率などは地域を限定した措置です。今後も状況を判断しながら補強要請を行っていきます。※添付のリーフレットも参照してください。

○厚生労働省：3月10日報道発表 ※厚労省：[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_10098.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10098.html)

**【特例の対象となる事業主】** 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主

**【追加の特例措置（全国）】** ★追加の特例措置（全国）向けのリーフレット

1. 雇用保険被保険者期間が6ヵ月未満の労働者を助成対象とします  
新規学卒採用者等、雇用保険被保険者として継続して雇用されている期間が6ヵ月未満の労働者についても助成対象とします。
2. 過去に支給していた事業主に対する支給制限の廃止について  
過去に雇用調整助成金を支給したことがある事業主であっても、以下の通りの取扱いとします。  
(1) 前回の支給対象期間の満了日から1年を経過していなくても助成対象とします。  
(2) 通常、支給限度日数は1年間で100日、3年間で通算150日までのところ、今回の特例の対象となった休業等については、その制限とは別枠で支給可能とします。

**【追加の特例措置（緊急特定地域）】** ★追加の特例措置（緊急特定地域）向けのリーフレット

以下の厚生労働大臣が指定する地域及び期間においては、前記の特例に加え、次の通り措置を講じることとします。

※厚生労働大臣が指定する地域：北海道

厚生労働大臣が指定する期間：令和2年2月28日から令和2年4月2日

1. 雇用保険の被保険者以外の方も助成対象にします。  
現行、雇用調整助成金は、雇用保険被保険者を助成対象としていますが、上記期間内における上記地域の事業者が休業等を実施した場合、1週間の所定労働時間が20時間に満たない労働者も助成対象に含めます。
2. 休業を実施した場合の助成率を引き上げます  
上記期間内における上記地域の事業所が休業を実施した場合の助成率を、  
中小企業の場合は2/3⇒4/5へ、大企業の場合は1/2⇒2/3へ引き上げます。
3. 生産指標要件を満たしたものと扱います  
現行、販売量、売上高等の事業活動を示す生産指標の最近1か月間の月平均値が、前年同期と比べ10%以上減少している事業主であることを必要としていますが、上記期間内における上記地域の事業者が休業等を実施した場合、生産指標要件を満たしたものと扱います。